

福知山市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成29年3月29日

福知山市監査委員 芦田芳樹

福知山市監査委員 大谷洋介

## 監査結果報告

### 1 監査の種類

財政援助団体等監査

### 2 監査の対象年度

平成27年度及び平成28年度

### 3 監査の実施期間

#### (1) 書類監査

平成29年2月6日から平成29年2月22日まで

#### (2) 実地監査

平成29年2月22日

### 4 監査の対象団体等

公の施設の指定管理者のうち、次の指定管理者及び指定管理施設を抽出し、監査の対象とした。

#### (1) 指定管理者

一般財団法人福知山市体育協会

#### (2) 所管課

地域振興部スポーツ振興課

#### (3) 事務所所在地

福知山市和久市254番地 福知山市民体育館内

#### (4) 対象指定管理施設

福知山市民運動場及び福知山市民体育館

#### (5) 団体のあらまし

福知山市体育協会は、大正13年に設立され、市民の体力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、生涯スポーツの普及発展に寄与することを目的として活動し、長年にわたり福知山市民運動場等の公の施設を管理・運営している。

(6) 指 定 管 理 料 (福知山市由良川猪崎河川敷運動広場分含む)

平成27年度 13,440,000円

平成28年度 12,440,000円

(7) 指 定 期 間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

5 監査の方法

監査は、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、提出された証拠諸帳票を抽出により検査するとともに、所管課には聴取を行い、また、指定管理者にあっては管理施設に赴き管理状況を確認するとともに聴取を行い、監査を実施した。

6 監査の結果

事務及び管理・運営については、所定の手続きにより概ね適正に行われていることから、所期の効果をあげているものと認めた。

しかしながら、下記のとおり注意、改善を要する事項も見受けられた。

なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨を通知されたい。

(1) 指定管理者に係る事項

ア 条例及び規則において、施設を利用するにあたり事前に許可申請書の提出及び料金の納入が規定されているが、事後となっているものが見受けられた。適正な事務処理が行われるよう改善されたい。

イ 利用料金の減免において、条例、規則及び内規の規定に基づかず、減免が適用されているものが見受けられた。減免の適用については所管課と協議を行い、取扱いについて整理されたい。

ウ 利用料金の日計簿について、対応した職員等を記載する欄がなく、受付担当者以外の人物による現金と帳簿の点検確認も日常的には実施されていないため、内部牽制が働きにくいと思考するので改善されたい。また、収納した利用料金等現金の金融機関への入金は一週に一度となっており、現金を保管するリスクの観点からも、できる限り速やかに入金されたい。

(2) 所管課に係る事項

ア 管理運営状況に関する実地点検・現地確認を年4回以上実施し、所属部長に報告することとされているが、報告書が作成されていなかった。実施後は速やかに報告書を作成し、書面をもって報告されることが望ましいと思料する。

イ 条例において、指定管理者は毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成・提出しなければならないと規定されているが、提出が遅延しており、期限内に提出されるよう指定管理者に指導されたい。

ウ 利用料金の減免事務処理において、条例、規則及び内規に基づかず、減免が適用されているものが見受けられた。減免にかかる内規の整理を検討されるとともに、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。